

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業（以下「支援事業」という。）を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 20歳以上40歳未満の者
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- (4) 在宅生活の支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において同等の助成または給付（以下「助成等」という。）を受けることができない者

(在宅サービス利用料等の助成等)

第3条 支援事業の対象は、名古屋市介護保険制度において利用することができる在宅サービス等のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 在宅サービス
 - ア 訪問介護
 - イ 訪問入浴介護
 - ウ 訪問看護
 - エ 訪問リハビリテーション
 - オ 居宅療養管理指導
 - カ 夜間対応型訪問介護
 - キ 生活援助型配食サービス
- (2) 福祉用具の貸与
 - ア 手すり
 - イ スロープ
 - ウ 歩行器
 - エ 歩行補助つえ

- オ 車いす
- カ 車いす付属品
- キ 特殊寝台
- ク 特殊寝台付属品
- ケ 床ずれ防止用具
- コ 体位変換器
- サ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- シ 自動排泄処理装置
- ス その他必要と認められるもの

（３）福祉用具の購入

- ア 腰掛便座
- イ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ウ 入浴補助用具
- エ 簡易浴槽
- オ 移動用リフトのつり具の部分
- カ その他必要と認められるもの

（４）住宅改修

- ア 手すりの取り付け
- イ 段差の解消
- ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- エ 引き戸等への扉の取り替え
- オ 洋式便器等への便器の取り替え
- カ その他同号のアからオに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（５）在宅生活にかかる相談支援

- 2 前項第１号から第４号に掲げる在宅サービス等の利用にかかる経費の一部を助成するものとし、助成の額は、別表１に定める上限額の範囲内で、利用にかかる経費の１００分の９０に相当する額とし、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、生活保護法による被保護世帯に属する者については、利用にかかる経費の全部を助成するものとする。また、他の制度により、前項第１号から第４号に掲げる在宅サービス等の利用にかかる経費の一部の助成等が受けられる場合で、当該制度による助成等適用後の自己負担額が本制度を適用した場合の自己負担額（上限額を超過したことによる自己負担額を含む。）を上回る場合、その差額を助成の額とする。
- 3 第１項第５号に掲げる支援の内容は、在宅サービス利用等にかかる相談、

サービス利用計画書の策定、事業者等とのサービス利用調整等とし、利用にかかる経費の全部を助成するものとする。

(サービス提供事業者等)

第4条 前条第1項第1号から第4号に掲げるサービスについては、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定特別給付事業者の指定を受けた事業者のうち、別表2に定める実施基準によるサービス提供が可能な事業者として、市長に名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業サービス提供事業者等届出書（第1号様式）を提出したもの（以下「サービス提供事業者等」という。）が実施するものとする。

2 前条第1項第5号に掲げるサービスについては、名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」において実施するものとする。

(申請)

第5条 支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）及び意見書（第3号様式）又は第2条第3号に該当することが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(医師の意見の聴取)

第6条 市長は、必要と認める場合には、申請者について医師の意見を求めることができるものとする。

(決定及び通知)

第7条 市長は、第5条に定める申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）又は名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用不決定（変更不承認）通知書（第5号様式。以下「不決定（変更不承認）通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 利用資格の有効期間の始期は、申請のあった日とする。

(変更等の届出義務)

第8条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用変更（廃止）申請書（第6号様式。以下「変更（廃止）申請書」という。）により、

速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第2条各号に定める対象者に該当しなくなったとき

(変更決定及び変更通知)

第9条 市長は、前条に定める変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、決定通知書（第4号様式）又は不決定（変更不承認）通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき
- (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めるとき

2 市長は、前項に定める支援事業の中止又は取消しをしたときは、名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用取消（中止）通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(サービスの利用)

第11条 申請者は、支援事業を適切に利用できるよう、サービス利用計画書を速やかに作成するものとする。

- 2 申請者は、サービス利用計画書に基づき、サービス提供事業者等へサービスの提供を依頼するものとする。
- 3 申請者は、前2項の実施にあたっては、第3条第1項第5号に掲げるサービスを利用することができるものとする。

(助成金の請求)

第12条 申請者は、自己負担分を除いたサービス利用料を月単位でまとめて、名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（第8号様式）により、助成金を市長に請求するものとする。ただし、請求は一定期間分をまとめて行うことができるものとする。また、申請者は、助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、委任状（第8号様式の2）を市長に提出するものとする。

- 2 申請者がサービスを利用した日から、利用料を請求しないまま2年を経過した場合は、その請求については効力を失うものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条第1項に定める請求があつたときは、内容を審査し、
適当と認められる場合に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消し等)

第14条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けたものと認め
たときは、支援事業の利用を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させる
ものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、改正後の第2条第5号、第3
条第2項の規定及び第8号様式は、平成30年4月16日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実
施要綱に定める様式は、なお当分の間、使用することができる。

別表1 (サービス利用料の上限額)

区 分	上 限 額
第3条第1項第1～2号	1月あたり6万円
第3条第1項第3号	1年あたり10万円
第3条第1項第4号	20万円

別表 2（実施基準）

区 分			1 回（月）あたりの 単価（税抜）
訪問介護	身体介護 中心	2 0 分未満	1, 8 2 3 円
		2 0 分～3 0 分	2, 7 4 0 円
		3 0 分～1 時間	4, 3 5 3 円
		1 時間～1 時間 3 0 分	6, 3 5 3 円
		以降 3 0 分ごとに算定	9 1 7 円
	生活援助 中心	2 0 分～4 5 分	2, 0 0 0 円
		4 5 分以上	2, 4 6 4 円
通院等乗降介助		1, 0 8 2 円	
訪問入浴介護			1 3, 8 1 2 円
訪問看護	病院・診 療所から	2 0 分未満	2, 9 0 6 円
		2 0 分～3 0 分	4, 3 7 5 円
		3 0 分～1 時間	6, 2 8 7 円
		1 時間～1 時間 3 0 分	9, 2 3 7 円
		1 時間 3 0 分以上加算	3, 3 1 5 円
	訪問看護 ステーシ ョンから	2 0 分未満	3, 4 3 6 円
		2 0 分～3 0 分	5, 1 6 0 円
		3 0 分～1 時間	9, 0 1 6 円
		1 時間～1 時間 3 0 分	1 2, 3 5 3 円
		1 時間 3 0 分以上加算	3, 3 1 5 円
訪問リハビリテーション			3, 1 4 0 円
居宅療養管理指導	医師・歯科医師の場合（月 2 回まで）		5, 0 7 0 円
	医療機関の薬剤師の場合（月 2 回まで）		5, 5 8 0 円
	薬局の薬剤師の場合（月 4 回まで）		5, 0 7 0 円
	管理栄養士の場合（月 2 回まで）		5, 3 7 0 円
	歯科衛生士等の場合（月 4 回まで）		3, 5 5 0 円
夜間対応型訪問介護（1 月あたり）			1 1, 1 4 9 円
	定期巡回サービス費（1 回あたり）		4, 1 7 6 円
	随時訪問サービス費（1 回あたり）		6, 3 6 4 円
生活援助型配食サービス			2 0 0 円

※その他の項目等については、介護報酬の算定方法に準ずる。

第 1 号様式

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業サービス提供事業者等届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱に基づき、下記のとおり届出します。

記

				新規	・	変更	・	廃止
主たる事業所の所在地	〒							
フリガナ								
事業所名								
代表者	職名		フリガナ	印				
			氏名					
連絡先	電話		F A X					

提供するサービスの内容に○印をご記入ください。

サービスの内容	記入欄
訪問介護	
訪問入浴介護	
訪問看護	
訪問リハビリテーション	
居宅療養管理指導	
夜間対応型訪問介護	
生活援助型配食サービス	
福祉用具の貸与	
福祉用具の購入	
住宅改修	

※正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。

第 2 号様式（表面）

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

氏名

(電話番号)

名古屋市若年者のターミナルケア支援事業の利用について、下記のとおり申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
利用者 氏名(甲)	印 ☐ 申請者と同じ	年齢	歳
		性別	男 ・ 女
住所	〒 ☐ 申請者と同じ TEL ()		
生活保護 の受給	有 ・ 無		
	<有の場合> 受給資格審査のため、名古屋市が実施する世帯の生活保護受給状況の確認に ☐ 同意します ☐ 同意しません		
甲は、サービス利用終了後に甲が請求できない場合、民法第 653 条第 1 号の規定に関わらず、乙に名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業にかかる助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。			
受任者 (乙)	上記委任の件について、承諾しました。		
	氏名 印	生年月日	年 月 日
	住所		

※意見書（第 3 号様式）等を添付してください。
※他の公的な制度を利用されている場合は利用できません。

第2号様式（裏面）

現時点において、利用したいサービスの番号に○印を付けてください。

[illegible]

第 3 号様式（表面）

意見書（名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業）

ふりがな		生年 月日	年 月 日生
氏 名			
住 所			
病 名			
注意事項等			
上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱第 2 条第 3 号に掲げる要件に該当するものと判断できる。 （宛先） 名古屋市長 年 月 日 医療機関名 _____ 医 師 名 _____ 印			

第3号様式（裏面）

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱第2条第3号（抜粋）

がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

※要介護認定における特定疾病の診断基準に準ずる

【定義】

以下の特徴をすべて満たす疾病である。

①無制限の自律的な細胞増殖が見られること（自律増殖性）

本来、生体内の細胞は、その細胞が構成する臓器の形態や機能を維持するため、生化学的、生理学的な影響を受けながら細胞分裂し、増殖するものであるが、がん細胞はそういった外界からの影響を受けず無制限かつ自律的に増殖する。

②浸潤性の増殖を認めること（浸潤性）

上記の自律的な増殖により形成される腫瘍が、原発の臓器にはじまり、やがて近隣組織にまで進展、進行する。

③転移すること（転移性）

さらに、播種性、血行性に遠隔臓器やリンパ行性にリンパ節等へ不連続に進展、進行する。

④何らかの治療を行わなければ、①から③の結果として死に至ること（致死性）

【診断基準】

以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態（注）にあるもの。

①組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されているもの。

②組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨床的に腫瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査（画像診査など）等で進行性の性質を示すもの。

注）ここでいう治癒困難な状態とは、概ね余命が6月間程度であると判断される場合を指す。なお、現に抗がん剤等による治療が行われている場合であっても、症状緩和等、直接治癒を目的としていない治療の場合は治癒困難な状態にあるものとする。

参考にした診断基準

「特定疾病におけるがん末期の取扱いに係る研究班」による診断基準

第 4 号様式

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付けで申請のありました名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業につきまして、下記のとおり利用の決定をしましたので通知します。

なお、住所変更など申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

記

1 利用開始日 年 月 日

2 利用者の氏名及び住所等

利用者 氏 名		生年 月 日	年 月 日
住 所			

第 5 号様式

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用不決定(変更不承認)通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付けで申請のありました名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業(の変更)につきまして、下記のとおり利用不決定(不承認)としましたので通知します。

記

氏 名		生年 月 日	年 月 日
住 所			
(理由)			

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)決定の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

第 6 号様式

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用変更（廃止）申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

氏名

(電話番号)

年 月 日付けで提出しました名古屋市若年者のターミナルケア支援事業利用申請書について、申請内容に変更が生じたので下記のとおり申請します。

- 1 変更区分（ 廃止 ・ 変更 ）
※変更の場合は、2 もご記入ください。

- 2 変更内容（変更箇所のみを記載してください。）

ふりがな			
利用者 氏名(甲)	印 ☐ 申請者と同じ	生年月日	年 月 日
		年齢	歳
住所	〒 ☐ 申請者と同じ TEL ()		
生活保護 の受給	有 ・ 無		
	<有の場合> 受給資格審査のため、名古屋市が実施する世帯の生活保護受給状況の確認に ☐ 同意します ☐ 同意しません		
甲は、サービス利用終了後に甲が請求できない場合、民法第 653 条第 1 号の規定に関わらず、乙に名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業にかかる助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。			
受任者 (乙)	上記委任の件について、承諾しました。		
	印 氏名	生年月日	年 月 日
	住所		

第7号様式

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用取消（中止）通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付けで申請のありました名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業（の変更）につきまして、下記の理由により取り消す（中止する）こととしましたので通知します。

記

氏 名		生年 月 日	年 月 日
住 所			
(理由)			

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）決定の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

第 8 号様式

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

請求者 住所

氏名 ㊞

名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業にかかる助成金の交付を下記
のとおり請求します。(年 月分)

1 請求総額 金 _____ 円

2 助成対象者 住所

氏名 _____ ☐ 請求者と同じ

(請求内訳)

区分		サービス利用料 (A)	自己負担額 (B)	請求額 (A－B)
①	在宅サービス及び 福祉用具の貸与 (上限 6 万円/1 月)	円	円	円
②	福祉用具の購入 (上限 10 万円/1 年)	円	円	円
③	住宅の改修 (上限 20 万円)	円	円	円
合計 (①＋②＋③)				円

- ※ 領収書と利用されたサービスの明細の写しを添付してください。
- ※ サービス利用料は上限額の範囲内としてください。また、他の制度により経費の一部の助成等が受けられる場合は、当該助成等適用後に自己負担された額(上限額の範囲内)としてください。
- ※ 自己負担額は、サービス利用料の 100 分の 10 に相当する額とし、1 円未満の端数が生じた

第 8 号様式

ときは切り上げてください。なお、他の制度により経費の一部の助成等が受けられる場合は、当該助成等適用前のサービス利用料の 100 分の 10 に相当する額（1 円未満切り上げ）としてください。ただし、当該額が上限額の 100 分の 10 を超える場合は、『「上限額の 100 分の 10 に相当する額」＋「助成等適用前のサービス利用料」－「上限額」』としてください。（生活保護世帯に属する方は、自己負担額が免除となります。）

- ※ 助成対象者と振込口座の名義人が異なる場合は、初回請求時または受任者変更の場合のみ委任状を添付してください。（助成対象者がサービス利用終了後に請求できない場合を除く。）

第8号様式の2

委任状（名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業）

年 月 日

（宛先） 名古屋市長

私（甲）は、 乙 を代理人と定め、名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業にかかる助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。

なお、この委任状の有効期限は、民法第653条第1号の規定によるものとします。

甲（委任者）

住所 〒

氏名

印

上記委任の件、承諾しました。

乙（受任者）

住所 〒

氏名

印

※ 口座振替登録票記載の口座名義人と同一の名義であること。